取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は，障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づき，事業者等が社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を提供すること（以下「合理的配慮の提供」という。）に対して，その提供に要する費用の全部又は一部を助成することに関し，取手市補助金等交付規則（昭和４３年規則第２３号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

　（助成対象団体）

第２条　取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は，次の各号のいずれかに該当するもののうち，市内に事務所又は事業所を有するものとする。

（１）飲食，物販，医療など不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事業者

（２）自治会

（３）市民活動団体

（４）その他市長が適当と認める団体

２　前項の規定にかかわらず，当該団体が次の各号のいずれかに該当する場合は，助成金の交付の対象としない。

（１）市税を滞納している場合

（２）事業主又は当該団体の役員若しくは構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員である場合

　（助成対象事業）

第３条　助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は，次に掲げるものとする。

（１）合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツール（点字メニュー，会話ボード，音声コードを用いたチラシ等をいう。以下同じ。）の作成事業

（２）合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入事業

（３）合理的配慮の提供を行うための工事の施工事業。ただし，次に掲げるものについては，助成の対象としない。

　　ア　新築工事を伴うもの

　　イ　既に設置している洋式便器，手すり等の取替えに係るもの

　　ウ　店舗等の老朽化に伴う原状回復を主な目的とするもの

　（助成対象経費及び助成金の額）

第４条　助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は，別表に掲げる経費とする。

２　前項の規定にかかわらず，国，県，市その他地方公共団体等から補助金等を受けている経費は，対象経費としない。

３　助成金の額は，対象経費の全額とし，予算の範囲内において決定する。ただし，別表に掲げる助成限度額を上限とする。

４　前項の場合において，同一の対象団体が同一年度中に複数回申請したときは，その対象経費の合計金額について，別表に掲げる助成限度額の範囲内において助成することができる。

　（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第１号）に，次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ，当該各号に定める書類を添えて，市長に申請しなければならない。

（１）コミュニケーションツール作成費　次に掲げる書類

　　ア　仕様書の写し

　　イ　見積書の写し

（２）物品購入費　次に掲げる書類

　　ア　対象経費の内容が分かる資料の写し

　　イ　見積書の写し

（３）工事施工費　次に掲げる書類

　　ア　工事計画書（様式第２号）

　　イ　工事見積書及び工事図面

　　ウ　改修工事着工前の現況写真（カラー写真に限る。）

　（助成金の交付決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，助成金の交付を適当と認めるときは，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書（様式第３号）により，申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の規定による助成金の交付決定を行うに当たり，必要と認めるときは，助成金の交付に関し条件を付することができる。

３　市長は，第１項の規定による審査の結果，助成金の交付を不適当と認めるときは，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金不交付決定通知書（様式第４号）により，不交付の理由を付して申請者に通知するものとする。

　（変更申請等）

第７条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は，申請内容に変更が生じた場合には，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第５号）に，変更後の第５条各号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。ただし，軽微な変更の場合には，この限りでない。

２　市長は，前項の規定による申請を受けたときは，速やかにその内容を審査し，変更を適当と認めるときは，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

３　市長は，前項の規定による変更の決定を行うに当たり，必要と認めるときは，当該変更に関し条件を付することができる。

４　市長は，第２項の規定による審査の結果，変更を不適当と認めるときは，理由を付してその旨を交付決定者に通知するものとする。

５　交付決定者は，対象事業を中止し，又は廃止するときは，あらかじめその旨を市長に報告し，承認を受けなければならない。

　（完了の報告）

第８条　交付決定者は，申請日の属する年度の３月３１日又は対象事業を完了した日（コミュニケーションツール若しくは物品の納品を受けた日又は工事を完了した日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して３０日を経過する日のいずれか早い日までに，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書（様式第７号）に，次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ，当該各号に定める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（１）コミュニケーションツール作成費及び物品購入費　次に掲げる書類

　　ア　納品書の写し

　　イ　領収書の写し

　　ウ　設置状況を示す写真（カラー写真に限る。）

　　エ　助成金（変更）交付決定通知書の写し

（２）工事施工費　次に掲げる書類

　　ア　工事契約書の写し

　　イ　工事内訳書の写し

　　ウ　領収書の写し

　　エ　改修工事完了後の現況写真（カラー写真に限る。）

　　オ　助成金（変更）交付決定通知書の写し

　（助成金の額の確定及び請求）

第９条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，速やかにその内容を審査し，必要に応じて現地調査を行い，適当と認めるときは，交付すべき助成金の額を確定し，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

２　交付決定者は，前項の規定による通知を受けたときは，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第９号）により，市長に対し助成金の交付を請求するものとする。

３　市長は，前項の規定による請求を受けたときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めるときは，当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

　（助成金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）助成金を他の用途に使用したとき。

（３）市長の承認を受けずに対象事業を変更し，又は中止したとき。

（４）対象事業を完了する見込みがないとき。

（５）前各号に掲げるもののほか，交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

　（助成金の返還）

第１１条　市長は，前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において，当該取消しに係る部分に関する助成金が既に交付されているときは，期限を定めてその返還を命ずることができる。

　（管理及び継続使用義務）

第１２条　交付決定者は，助成金の交付を受けて作成し，購入し，及び施工したコミュニケーションツール，物品及び工事の成果物（以下「助成対象物」という。）を，対象事業を完了した日から起算して３年以上継続して使用しなければならない。

２　交付決定者は，対象事業を完了した日から起算して３年を経過する日までの間，助成対象物を転売し，譲渡し，交換し，又は貸し付けないよう努めるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては，この限りでない。

　（公表）

第１３条　市長は，交付決定者の同意を得て，次に掲げる事項を市のホームページへの掲載その他の方法により公表することができる。

（１）助成金の交付決定を受けた対象事業の内容

（２）助成対象物を配置した事業所の名称

（３）その他市長が必要と認める事項

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　付　則

　この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費 | 概要 | 助成限度額 |
| コミュニケーションツール作成費 | 合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に要する経費 | １０，０００円 |
| 物品購入費 | 合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に要する経費 | ５０，０００円 |
| 工事施工費 | 合理的配慮の提供を行うための工事の施工に要する経費 | １００，０００円 |

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　取手市長　殿

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　印

電話番号

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書

　取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金の交付を受けたいので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第５条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象団体の区分 | □事業者　　□自治会　　□市民活動団体　　□その他 |
| 対象経費，内容等 | 対象経費 | 内　容 | 金　額（円） |
| コミュニケーションツール作成費 |  |  |
| 物品購入費 |  |  |
| 工事施工費 |  |  |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業完了（予定）年月日 | 年　　月　　日※コミュニケーションツール作成事業及び物品購入事業の場合は予定納期，工事施行事業の場合は工事完了予定年月日を記載 |
| 助成金交付申請額 | 　　　　円 |
| 添付書類 | □仕様書の写し□見積書の写し□対象経費の内容が分かる資料等の写し□工事計画書（様式第２号）□工事見積書及び工事図面□改修工事着工前の現況写真（カラー写真） |
| 同意事項 | １　取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第２条第２項に関し，次のとおり同意します。□市税等の滞納状況について，各関係機関に照会し，又は確認すること。□事業主，当該団体の役員又は構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。また，このことについて，各関係機関に照会し，又は確認すること。２　取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第１３条に関し，次のとおり同意します。□助成金の交付決定を受けた対象事業の内容，助成対象物を配置する事業所の名称等を市のホームページへの掲載その他の方法により公表すること。 |

様式第２号（第５条関係）

工　事　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事場所 | 名称：住所： |
| 工事施工業者 | 住所：施工者名：代表者名：連絡先： |
| 工事内容 |  |
| 予定金額 | 円 |
| 工事期間 | （着手予定年月日）　　　　年　　月　　日（竣工予定年月日）　　　　年　　月　　日 |
| 工程表 | 工　種 | 月 | 月 | 月 |
| 　　10　　20 | 　　10　　20 | 　　10　　20 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第３号（第６条関係）

取　発第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　取手市長

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金については，下記のとおり交付することに決定したので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

１　助成金交付額　　　金　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

様式第４号（第６条関係）

取　発第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　取手市長

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金については，下記の理由により交付しないことに決定したので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

　取手市長　殿

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け取　発第　　　号をもって交付決定を受けた助成金について，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第７条第１項の規定により下記のとおり変更（中止）を申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費 | 変更内容・理由 | 金額（円） |
| コミュニケーションツール作成費 | 変更内容 | 変更前 |
| 変更理由 | 変更後 |
| 物品購入費 | 変更内容 | 変更前 |
| 変更理由 | 変更後 |
| 工事施工費 | 変更内容 | 変更前 |
| 変更理由 | 変更後 |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前交付決定額 | 円 |
| 変更後交付申請額 | 円 |
| 添付書類 | □仕様書の写し□見積書の写し□対象経費の内容が分かる資料等の写し□工事計画書（様式第２号）□工事見積書及び工事図面□改修工事着工前の現況写真（カラー写真） |

様式第６号（第７条関係）

取　発第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　取手市長

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金に係る事業及び助成金の額の変更については，下記のとおり変更することを決定したので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　助成金交付額（変更後）　　　金　　　　　　　　　　円

２　変更の条件

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

　取手市長　殿

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　印

電話番号

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書

　　　　　年　　月　　日付け取　発第　　　号で（変更）交付決定通知を受けた事業が完了したので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第８条の規定によりその完了を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費区分 | □コミュニケーションツール作成費□物品購入費□工事施工費 |
| 添付書類 | □納品書の写し□領収書の写し□工事契約書の写し□工事内訳書の写し□改修工事完了後の現況写真（カラー写真）□設置状況を示す写真（カラー写真）□助成金（変更）交付決定通知書の写し |
| 対象経費総額 | 円 |
| 完了年月日 | 年　　月　　日 |

様式第８号（第９条関係）

取　発第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　取手市長

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで提出された取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金事業完了報告書を審査した結果，下記のとおり助成金額を確定したので，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第９条第１項の規定により通知します。

記

助成金確定額　　　金　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第９条関係）

年　　月　　日

　取手市長　殿

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書

　　　　　年　　月　　日付け取　発第　　　号で確定通知のあった取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金について，取手市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱第９条第２項の規定により，下記のとおり請求します。

記

１　対象事業

　□コミュニケーションツール作成事業　　□物品購入事業　　□工事施工事業

２　請求金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀　　行信用金庫信用組合農業協同組合 | 本店支店支所 |
| 口座番号 | 当座・普通 |  |  |  |  |  |  |  |
| 名義人 | フリガナ |
| 氏名 |